

拳成会協力会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、拳成会協力会(以下協力会という)と称する。

(所在地)

第2条 事務局を拳成会(以下会という)本部道場内に置く。

(目 的)

第3条 協力会は、会の運営(年間行事の実施)に協力し、会の発展を推進する。

(会 員)

第4条 会員は、会に入会している全ての指導員並びに道場生とする。
(道場生が高校生以下の場合は、父兄を代りに会員扱いとする)

(会員の義務)

第5条 会員は、本会則を遵守するとともに目的達成のため第7条の行事補助、その他協力会が行う諸活動に協力する。

(会員の除名)

第6条 会員は、第3条の目的以外に協力会を使用してはならない。
これに違反した者を会の退会及び協力会より除名処分とする。

第2章 行事補助

(行事補助)

第7条 協力会は、第3条の目的を達成するため次の行事補助を行う。

- ①会主催の空手道選手権大会の運営補助
- ②会運営の合宿・昇級審査会の補助
- ③会主催懇親会(新年会・お花見・バーベキュー・忘年会等)の補助
- ④会推奨大会等の道場生(高校生以下)への付き添い補助
(会の館長が認めた付き添い者への交通費等の一部負担)
- ⑤その他会の年間活動への補助

第3章 役員

(役員)

第8条 協力会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|------------------|
| ①会長 | 1名 |
| ②副会長 | 1名 |
| ③役員 | 若干名(各支部道場より1名任命) |
| ④会計及び事務局 | 2名 |
| ⑤監査 | 2名 |
| ⑥広報 | 1名 |
| ⑦特別顧問 | 1名 |

(役員を選任)

- 第9条
1. 役員は、総会において会員の中から選出する。
 2. 会長及び副会長は、役員の間選によって選出する。
 3. 会計及び事務局役員は、会長及び副会長が協議の上選出する。
 4. 監査役員は、会長及び副会長が協議の上選出する。
 5. 広報役員は、会長及び副会長が協議の上選出する。
 6. 特別顧問は、会の館長とする。
 7. 協力会創設時のみ、全役員の間命を会の間長に一任する。

(役員の間務)

第10条 役員の間務は次の通りとする。

1. 会長は、協力会を代表し間務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代る。
3. 役員は、役員会の間事を審議し、各支部道場との連絡調整を行う。
4. 会計及び事務局役員は、協力会の間計間務を行う。
5. 監査役員は、協力会の間計監査及び間務監査を行う。
6. 広報役員は、会の間ホームページを維持管理し、会員への情報の共有と告知に努める。
7. 特別顧問は、協力会の間営について助言・協力・指導する。
8. 全ての役員が協力会の間営及び会の間補助に努める。

(役員の間期)

第11条 役員の間期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第4章 入会及び退会

(入会及び退会)

第12条 入会及び退会は次の通り取扱う。

1. 入会は、会に入間誓約書を提出したときとする。
2. 退会は、会を退会したときとする。

第5章 機 関

(総 会)

- 第13条 1. 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
2. 定時総会は、毎年1回事業年度の終了後2ヶ月以内に開催する。
3. 臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(総会の成立)

- 第14条 総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)によって成立し、議事はその過半数の賛成によって議決する。

(総会の議決事項)

- 第15条 総会は、次の事項を議決する。
- ①年間行事報告及び決算報告
 - ②役員を選出
 - ③行事計画及び予算
 - ④会則の改定
 - ⑤規定の制定及び改定
 - ⑥会費基準の改定
 - ⑦その他必要な事項

(役員会)

- 第16条 定時役員会を年2回開催する。臨時役員会は、会長が必要と認めたとき開催する。

(役員会の審議事項)

- 第17条 役員会は、次の事項を審議し運営する。
- ①協力会の目的達成に必要な事項
 - ②総会への付議事項
 - ③会員から提案のあった事項
 - ④予算及び決算
 - ⑤その他必要と認める事項

(事務局)

- 第18条 事務局は、次の事項を管掌する。
- ①総会、役員会の開催準備並びに議事録の作成保管
 - ②会員との連絡事項
 - ③その他必要と認める事項

第6章 補助・奨励制度

(支給金及び奨励金)

- 第19条 1. 遠方(東京都・埼玉県・神奈川県以外)の会推奨大会等へ高校生以下の道場生が参加する際に、付き添い者として同行してかかった交通費・宿泊費の一部を協力会が補助支給する。
2. 会合等への補助金支給については、会の館長より要請のあったものに関して、会員15名以上参加の会合等へ協力会より15,000円を限度として補助金として支給するものとする。
また、会の館長より特別に要請のあった会合においては、これに該当せず、15,000円迄の補助金を支給するものとする。
3. 会推奨大会において、入賞した者に下記奨励金を贈る事とする。
奨励金授与の対象は、試合を行い勝利しての入賞に限る事とする。
- | | |
|-----|---------|
| 優勝 | 奨励金 参千円 |
| 準優勝 | 奨励金 弐千円 |
| 3位 | 奨励金 千円 |

(支給金及び奨励金の請求及び授与)

- 第20条 会員は、第19条に該当する費用が発生したときは、事務局に報告して請求手続きを行う。
1. 会員は、支給金に該当する費用の領収書を事務局に提出して支給金の手続きをする。
 2. 事務局は、提出された支給金請求書を精査する。
 3. 会推奨大会において入賞した者は、成績を会の館長へ報告し、1年間分の成績をまとめた奨励金を、会の年度初稽古時に受け取る事とする。

第7章 会費及び行事年度

(会 費)

- 第21条 1. 会費は、年会費として毎年1月に会の月会費徴収時に併せて、会員1名に対し2,000円を徴収する。
協力会創設初年度のみ創設月次月の徴収とする。
(徴収方法は、会の月会費と同様とする)
2. 協力会の経費は、会費と会の補助金を以って充当する。
 3. 一度納入された会費は返却しないこととする。
 4. 徴収された会費は、次のものに充当する。
 - (1)補助制度の支給金
 - (2)協力会運営費用
 - (3)その他、活動に必要な費用

(会 計)

- 第22条
1. 会計年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。
 2. 会計は、会計監査を経て役員会にて承認をえる。
 3. 会計報告は、協力会総会にて行う。

沿 革

平成24年5月20日 制定

平成26年2月22日 改訂案